セーフティネット保証第４号の認定について

（新型コロナウィルス感染症対策関連）

１　概要

現在発生している新型コロナウィルス感染症により売上等に影響を受けている中小企業者への支援措置として、４７都道府県を対象にセーフティネット保証第４号の発動が決定されました。

これにより、新型コロナウィルス感染症により影響を受けた中小企業者について、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証が利用可能となります。

※セーフティネット保証第４号認定制度

自然災害等の突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

２　認定要件

本店の所在地（個人事業主の方は主たる事業所の所在地）が身延町内にある中小企業者で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

⑴　申請者が、指定地域において１年間以上継続して事業を行っていること。

⑵　新型コロナウィルス感染症の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近１か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高という。）が、前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が、前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。

３　必要書類

⑴　中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定による認定申請書（様式第４号）

※１部提出（認定をより迅速化するために２部から１部に変更）

⑵　売上推移表

⑶　認定要件を満たす売上高の減少が確認できる書類の写し（試算表、売上台帳等）

⑷　３か月以内に発行された履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、直近の確定申告書（税務署の受領印のあるもの））の写し

⑸　決算書の写し（直近１年分）

⑹　許認可証等の写し（許認可が必要な業種のみ）

⑺　委任状（代理申請を行う場合のみ）

【お問い合わせ先】

〒409-2531 山梨県南巨摩郡身延町梅平２４８３−３６

　身延町役場観光課　電話０５５６－６２－１１１６